

## 2023年インボイス制度の実施を中止させよう

政府は、いまコロナ禍で経営に大打撃を受けている中小業者の実態を顧みず、2023年10月からインボイス（適格請求書）制度を導入しようとしています。

消費税課税業者は、消費税を納税する際、売上に係る消費税額から、仕入れ先の業者が発行した請求書に基づいて仕入れに係る消費税額を差し引く事ができます（仕入税額控除）。この請求書について、2023年10月からは消費税率や税額まで明記されたインボイスに変わり、それ以外の請求書では仕入れ税額が差し引けなくなります。これを発行できるのが課税業者だけのため、殆どの事業者が、仕入れ先が非課税業者であった場合に課税業者になるよう迫ったり、取引の中止や仕入れ税額分の値引き要求をせざるを得なくなります。現在その多くが非課税業者である中小業者にとっては死活問題です。詳しくは今回の新聞に添付のチラシをご覧ください。そして今後のインボイス中止の運動にご協力ください。

※この10月からインボイス登録申請が可能になります。一度登録すればその後は課税業者として納税義務が生じます。2023年3月までに登録すれば制度開始に間に合いますので、今すぐの登録申請は取引先の状況などよく考え慎重にしましょう。



◎今月の消費税反対街頭行動は27日です。

アオーレ長岡前歩道12時15分～13時です。

皆さんぜひご参加下さい。意思を示しましょう。

◎長岡市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（2回目）

酒類を提供する飲食店への時短要請は9月16日までで終了しましたので、申請受付は9月17日から始まっています（10月31日まで）。

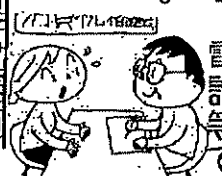
長岡民商では協力金申請に関する相談会を左記のように開催します。料飲の会員のみならず、まわりに申請を考えている会外の方がいればその人も誘ってぜひご参加ください。

日時 9月24日（金）10時～12時

9月28日（火）14時～16時

会場 長岡民商事務所

※コロナ対策のため予約制とします。電話等で来所日時を予約の上、おいでください。



◎新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者）

○対象施設（申請相談は大至急）

県内の飲食店に直接納品等行い、かつ継続して商品・サービス（食材・おしぼり・清掃・クリーニング・ごみ廃棄など）を提供している事業者、及びタクシー・運転代行等

○支給要件

令和2年12月～令和3年8月までの期間において、売上高が2か月連続して前年同月比20%以上減少している事。

○支給額

単独店舗や事業者は20万、複数店舗は40万

○必要書類

- ・申請書・誓約書原のホームページより出力
- ・確定申告書写し（青色申告の場合青色申告書も）
- ・売上台帳等売上減少がわかる書類の写し
- ・本人確認書類写し・振込口座の写し
- ・飲食店との直接取引が確認できる書類写し
- 申請期間
- 6月1日～9月30日（木）まで（平日消印有効）

申請書類は追跡できる方法で郵送（書留）する

○来所の際は事前に連絡を。

相談会等の対応や、配達集金での留守などもありません。必ず事前連絡で所在確認の上おいで下さい。

